

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県災害関連山地災害危険地区対策事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(補助率)</p> <p>第5条 補助事業に係る補助率は、別表<u>第1</u>に定めるとおりとする。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p><u>(補助金の交付の決定の通知)</u></p> <p><u>第8条 知事は規則第3条及び前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。</u></p> <p>(補助の条件)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>第7条</u>の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同</p>	<p style="text-align: center;">高知県災害関連山地災害危険地区対策事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(補助率)</p> <p>第5条 補助事業に係る補助率は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(補助の条件)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前条</u>の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同</p>

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

<p>じ。)を減額して交付の申請をしなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでないこと。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(補助事業の着手届)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(補助事業の変更申請等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(一時中止及び再着手又は工期の延長)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 市町村は、第7条又は第11条第1項の規定により申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、該当補助金に係る消費税仕入控除税額等明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告し</p>	<p>じ。)を減額して交付の申請をしなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでないこと。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(補助事業の着手届)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(補助事業の変更申請等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(一時中止及び再着手又は工期の延長)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(概算払)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市町村は、第7条又は第10条第1項の規定により申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、該当補助金に係る消費税仕入控除税額等明らかになった場合は、これを補助金額から</p>
---	---

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

<p>なければならない。</p> <p>3 市町村は、第7条又は<u>第11条</u>第1項の規定により申請した場合であつて、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に消費税の申告により該当補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（<u>第9条</u>第6号の規定により減額した場合にあっては、その金額を上回る部分の金額）を速やかに別記第11号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>（繰越承認申請） <u>第15条</u>（略）</p> <p>（グリーン購入） <u>第16条</u>（略）</p> <p><u>（県内発注）</u> <u>第17条</u> 市町村は、補助事業の実施において県が定める「<u>公共調達による地産地消推進戦略</u>」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>（情報公開） <u>第18条</u>（略）</p> <p>（委任） <u>第19条</u>（略）</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>減額して報告しなければならない。</p> <p>3 市町村は、第7条又は<u>第10条</u>第1項の規定により申請した場合であつて、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に消費税の申告により該当補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（<u>第8条</u>第6号の規定により減額した場合にあっては、その金額を上回る部分の金額）を速やかに別記第11号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>（繰越承認申請） <u>第14条</u>（略）</p> <p>（グリーン購入） <u>第15条</u>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（情報公開） <u>第16条</u>（略）</p> <p>（委任） <u>第17条</u>（略）</p> <p>附 則</p>
---	---

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

<p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は平成元年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(失効期限等)</u></p> <p><u>2 この要綱は令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条、第14条第3項及び第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度事業から適用する。</u></p> <p><u>この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>この要綱は、平成18年6月9日から施行し、平成18年度事業から適用する。</u></p> <p><u>この要綱は、平成22年11月9日から施行し、平成22年度事業から適用する。</u></p> <p><u>この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。</u></p> <p><u>この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度事業から適用する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>2 この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度事業から適用する。</u></p> <p><u>3 この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成18年6月9日から施行し、平成18年度事業から適用する。</u></p> <p><u>2 この要綱は、平成22年11月9日から施行し、平成22年度事業から適用する。</u></p> <p><u>3 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。</u></p> <p><u>4 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。</u></p> <p><u>5 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</u></p>
---	---

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

<p><u>この要綱は、令和8年6月1日から施工する。</u></p> <p>別表<u>第1</u>（第5条関係）</p> <p>別表<u>第2</u>（<u>第9</u>条関係）</p> <p>様式</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（略）</p> <p>別紙1（略）</p> <p>別紙2（略）</p>	<p><u>（追加）</u></p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>別表（<u>第8</u>条関係）</p> <p>様式</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第1号様式（略）</p> <p>別紙1（略）</p> <p>別紙2（略）</p>
---	--

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第2号様式 (略)

別紙1 (略)

別紙2

収支予算書

(1) 収 入 (単位:円)

区 分	子 算 額				備 考
	県 補助金	市町村 負担金	受益者 負担金	計	
工事費					
合計					

(2) 支 出 (単位:円)

区 分	子 算 額	備 考
工 事 費	本工事費等	
	計	
合計		

第2号様式 (略)

別紙1 (略)

別紙2

収支予算書

(1) 収 入 (単位:円)

区 分	子 算 額				備 考
	県 補助金	市町村 負担金	受益者 負担金	計	
工事費					
合計					

(2) 支 出 (単位:円)

区 分	子 算 額	備 考
工 事 費	本工事費等	
	計	
合計		

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第3号様式 (第9条関係) (略)

第4号様式 (第10条関係) (略)

第3号様式 (第8条関係) (略)

第4号様式 (第9条関係) (略)

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様
(林業事務所長 様)

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費
補助金変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更理由 別紙のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円
(今回増減額 金 円)
- 3 変更計画書 別紙1のとおり
- 4 収支予算書 別紙2のとおり
- 5 変更後の事業完了予定年月日 令和 年 月 日

⑥注「関係書類」は補助金の交付が決定されたときの事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照したものとします。

別紙1（略）

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様
(林業事務所長 様)

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費
補助金変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更理由 別紙のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円
(今回増減額 金 円)
- 3 変更計画書 別紙1のとおり
- 4 収支予算書 別紙2のとおり
- 5 変更後の事業完了予定年月日 令和 年 月 日

⑥注「関係書類」は補助金の交付が決定されたときの事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照したものとします。

別紙1（略）

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙2

収支予算書

(1) 収入

(単位:円)

区 分	子 算 額				備 考
	県 補助金	市町村 負担金	受益者 負担金	計	
工事費					
合計					

(2) 支出

(単位:円)

区 分	子 算 額	備 考
工 事 費	本工事費等	
	計	
合計		

別紙2

収支予算書

(1) 収入

△△△△

区 分	子 算 額				備 考
	県 補助金	市町村 負担金	受益者 負担金	計	
工事費					
合計					

(2) 支出

△△△△

区 分	子 算 額	備 考
工 事 費	本工事費等	
	計	
合計		

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第6号様式 (第12条関係) (略)

第7号様式 (第12条関係) (略)

第8号様式 (第12条関係) (略)

第6号様式 (第11条関係) (略)

第7号様式 (第11条関係) (略)

第8号様式 (第11条関係) (略)

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第9号様式 (第13条関係)

番 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度災害関連山地災害危険地区対策事業費
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定 (又は補助金の変更決定) 通知がありました事業について、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記により補助金 円を概算交付されたく請求します。

記

内 訳

区分	事業費	補助率 %	決定された補 助金の額 A円	前回までに受領 した補助金の額 B円	今回の補助金 請求額 C円	A-(B+C)	備考
計							

(注) 「区分」欄は、補助率区分のA、B又はCを記入してください。

第9号様式 (第12条関係)

番 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度災害関連山地災害危険地区対策事業費
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定 (又は補助金の変更決定) 通知がありました事業について、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記により補助金 円を概算交付されたく請求します。

記

内 訳

区分	事業費	補助率 %	決定された補 助金の額 A円	前回までに受領 した補助金の額 B円	今回の補助金 請求額 C円	A-(B+C)	備考
計							

(注) 「区分」欄は、補助率区分のA、B又はCを記入してください。

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第10号様式（第14条関係）

番 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付高知府指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金の変更決定）
通知に基づき、下記のとおり事業を実施したので、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱
第14条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 2 収支精算書 別紙2のとおり
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日

（注）

関係書類の写しを添付してください。

- ・当該事業に関する各種契約書の写し（提出済のものは除きます。）
- ・当該事業の完成写真及び現地調査又はそれに準ずるものの写し

別紙1（略）

第10号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

林業事務所長 様

市町村長

令和 年度災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付高知府指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金の変更決定）
通知に基づき、下記のとおり事業を実施したので、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱
第13条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業実績報告書 別紙1のとおり
- 2 収支精算書 別紙2のとおり
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日

（注）

関係書類の写しを添付してください。

- ・当該事業に関する各種契約書の写し（提出済のものは除きます。）
- ・当該事業の完成写真及び現地調査又はそれに準ずるものの写し

別紙1（略）

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙2

1 歳 入

(単位:円)

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
県補助金					
市町村負担金					
受益者負担金					
合計					

2 歳 出

(単位:円)

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
本工事費					
附帯工事費					
合計					

別紙2

1 歳 入

追加

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
県補助金					
市町村負担金					
受益者負担金					
合計					

2 歳 出

追加

科目	予算額	精算額	差引		備考
			増	減	
本工事費					
附帯工事費					
合計					

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第11号様式（第14条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金額の確定額
（令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定額） | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に届した消費税仕入控除額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還金額（3-2） | 金 | 円 |

（注）

関係内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

第11号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金額の確定額
（令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定額） | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に届した消費税仕入控除額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還金額（3-2） | 金 | 円 |

（注）

関係内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第12号様式 (第15条関係)

番 号
年 月 日

高知県知事 様
(林業事務所長 様)

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金繰越申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定 (又は補助金の変更決定) 遡りがありました事業について、下記理由により事業の繰越を承認されたく、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第15条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越を必要とする金額
- 2 補 助 金 額
- 3 平成 年度事業繰越計画書 別紙1のとおり
- 4 繰 越 収 支 予 算 書 別紙2のとおり
- 5 繰 越 理 由 別紙のとおり
- 6 繰 越 事 業 完 了 年 月 日 令和 年 月 日

(注)
関係書類の写しを添付してください。

別紙 1 (略)

別紙 2 (略)

第12号様式 (第14条関係)

番 号
年 月 日

高知県知事 様
(林業事務所長 様)

市町村長

令和 年度高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金繰越申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定 (又は補助金の変更決定) 遡りがありました事業について、下記理由により事業の繰越を承認されたく、高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱第14条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越を必要とする金額
- 2 補 助 金 額
- 3 平成 年度事業繰越計画書 別紙1のとおり
- 4 繰 越 収 支 予 算 書 別紙2のとおり
- 5 繰 越 理 由 別紙のとおり
- 6 繰 越 事 業 完 了 年 月 日 令和 年 月 日

(注)
関係書類の写しを添付してください。

別紙 1 (略)

別紙 2 (略)